

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の医療法人の法人税率の特例 (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	<p>医療法人は、法人税法上、普通法人として扱われるが、財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めのないもののうち、公益の増進に著しく寄与する等の要件を備えるものとして、国税庁長官の承認を受けたもの(社会医療法人を除く。)については、法人税率を公益法人等並の19%(連結:20%)とする。</p> <p>&lt;特定医療法人の承認要件(措令39の25)&gt;</p> <p>(1) 各事業年度において、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。</p> <p>(2) 法人の運営組織が適正であるとともに、役員等の総数のうち特殊関係のある者の占める割合が3分の1以下であること。</p> <p>(3) 設立者、役員、その他の関係者に対し、特別の利益を与えないこと。</p> <p>(4) 解散した場合の残余財産が、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人若しくは持分の定めのない社団たる医療法人に帰属する旨を定めていること。</p> <p>(5) 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業の内容が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営される医療法人の助成を図る</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 租税特別措置法第67条の2、68条の100 租税特別措置法施行令第39条の25</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>

		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定の医療法人の承認件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により特定医療法人の経営基盤の支援を図ることができ、地域住民に必要不可欠な医療を継続して提供できる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	特定医療法人の承認数: 375 法人(平成 25 年 3 月末)
		②: 減収額	48,776,013 千円(平成 23 年度) 59,427,513 千円(平成 24 年度)
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～24 年度) 軽減税率(19%)を適用することにより、税負担が軽減され、経営基盤の支援に資するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～24 年度) 特定医療法人数は、230(平成 9 年 3 月末)から 375(平成 25 年 3 月末)に増加している。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～24 年度) 特定医療法人の承認数は増加しており、本税制措置は公的に運営される医療法人の助成に資するものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、医療提供体制のより安定的な確保に資するものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人に対する医療施設の施設・設備の整備等に対する助成は行っているが、特定医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—